

四日市市告示第 468 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和元年 7月 29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	松本97号線	大字松本字大三ツ松1158-1 大字松本字大三ツ松1209-9	6.0~10.0	173.2
2	松本98号線	大字松本字大三ツ松1158-11 大字松本字大三ツ松1158-10	6.0~13.0	129.5
3	松本99号線	松本一丁目32-9 松本一丁目43-8	6.0~7.0	54.6
4	城西9号線	城西町679-5 城西町679-6	6.0~11.0	82.0
5	西日野79号線	西日野町字八幡1625-6 西日野町字八幡1625-10	4.5~8.8	31.3
6	川島110号線	川島町字井之表5132-9 川島町字井之表5132-8	6.0~13.0	30.4
7	山城62号線	山城町字川原場518 山城町字川原場516-5	5.0~7.1	19.6
8	大矢知120号線	大矢知町字尻江347-1 大矢知町字尻江355-1	6.0~12.6	178.0